

海田町告示第122号

海田町ネーミングライツ事業実施要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月29日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町ネーミングライツ事業実施要綱の全部を改正する告示

海田町ネーミングライツ事業実施要綱（平成26年海田町告示第70号）の全部を改正する。

海田町ネーミングライツ事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町が所有する公共施設に愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、その対価により町の新たな財源を確保し、もって地域経済活動の活性化及び本町財政の健全化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 町が所有する公共施設の全部又は一部（以下「施設」という。）に、愛称を命名する権利のことをいう。
- (2) 民間事業者等 法人又は法人により構成された組織をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 町と協定を締結し、ネーミングライツが付与された民間事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ料 町がネーミングライツを付与し、民間事業者等から得る対価をいう。

（基本原則）

第3条 ネーミングライツ事業は、対象となる施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 町は、ネーミングライツを導入した施設について、愛称を積極的に使用するものとする。

る。

- 3 町は、ネーミングライツ事業により愛称が命名された場合においても、これを理由として条例等（条例，規則その他町が定める規程をいう。以下同じ。）に規定する施設の名称又は愛称は変更しないものとし，必要に応じて，ネーミングライツ事業により命名された愛称ではなく条例等に規定する施設の名称を使用できるものとする。

（対象施設等）

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は，次の各号に掲げる全ての要件を満たす施設から，設置目的，利用状況等を考慮し，町長が選定する。

- (1) ネーミングライツ事業により設置目的が妨げられないこと。
- (2) ネーミングライツ事業による広告効果が見込まれること又は愛称を付することが適当と認められること。

- 2 前項の規定にかかわらず，庁舎及び学校，公営住宅その他の施設で，ネーミングライツの付与が適当でないと町長が認める施設については，ネーミングライツの対象外とする。

（付与期間）

第5条 ネーミングライツの付与期間（以下「付与期間」という。）は，原則3年以上とし，付与期間内の愛称変更はできないものとする。ただし，指定管理者制度導入施設については，その指定期間を考慮し，付与期間を別に定めることができる。

（ネーミングライツ・パートナーの要件）

第6条 ネーミングライツ・パートナーになることができる民間事業者等は，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 海田町及び広島県から入札の参加を制限されているもの
- (3) 各種法令に違反しているもの
- (4) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (5) 公職にある者が代表を務めるもの
- (6) 海田町暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）が経営に実質的

に關与しているもの

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているもの（再生計画又は更生計画が裁判所に承認されたものを除く。）

- (8) その他町長が適当でないと認めるもの

（募集）

第7条 町長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、募集要項を作成し、町広報誌及びホームページの掲載等により、ネーミングライツ・パートナーを公募するものとする。ただし、第18条第1項の規定に基づく更新があったときは、この限りでない。

2 前項の公募期間は1月以上とし、ネーミングライツ料その他募集に関し必要な事項は、対象施設等ごとに別に定める。

3 町長は、公募に対する応募がないとき、第12条に規定する協議が調わなかったとき又は公募による場合に比して著しく有利なネーミングライツ料を得ることができる見込みがあるときは、第1項本文の規定にかかわらず、公募以外の方法によりネーミングライツ・パートナーを募集することができる。

（応募）

第8条 前条の募集に応募しようとする民間事業者等（以下「応募者」という。）は、海田町ネーミングライツ事業応募申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 応募者の概要を記載した書類
- (3) 応募者の登記事項証明書
- (4) 社会貢献活動の実績及び今後の計画を記載した書類
- (5) 直近の事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (6) 直近の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）及び町税を滞納していないことを証明する書類
- (7) 愛称に商品名等を使用する場合は、当該商品等の概要のわかる書類
- (8) ネーミングライツに関する提案がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

(愛称)

第9条 次に掲げるものは、愛称とすることができない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 暴力団等に関するもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 意見広告及び個人の名刺広告
- (13) 国内世論が大きく分かれているもの
- (14) その他愛称として適当でないと町長が判断するもの

(海田町ネーミングライツ・パートナー選定委員会)

第10条 町長は、ネーミングライツ・パートナーの選定を適正かつ公正に行うため、海田町ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は副町長をもって充て、その他の委員は海田町職員の職の設置に関する規則（平成12年海田町規則第24号）別表に掲げる職で次長以上の職にある者及びその他町長が必要と認めたものをもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その会議を主宰する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、企画部長がその職務を代理する。

5 委員会は、次の事項について審査を行い、結果を町長に報告するものとする。

- (1) ネーミングライツ料及び協定期間
- (2) 応募者の企業理念、事業内容及び経営状況
- (3) 施設の愛称としてのふさわしさ
- (4) 提案書の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

7 委員会の庶務は、企画部財政経営課において処理する。

(決定及び通知)

第11条 町長は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を考慮し、優先交渉者を選定するものとする。

2 前項の選定があったときは、町長は、海田町ネーミングライツ優先交渉者選定結果通知書（別記様式第3号）により応募者に通知するものとする。

(優先交渉者との協議)

第12条 町長は、優先交渉者を選定したときは、当該優先交渉者と必要事項について協議するものとする。

2 町長は、前項の規定による協議が調わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うものとする。

(協定の締結)

第13条 町長は、前条の規定による協議が調ったときは、当該優先交渉者又は応募者とネーミングライツに関する協定を締結するものとする。

(費用負担)

第14条 ネーミングライツ事業における町とネーミングライツ・パートナーの費用負担の区分は、別表第1のとおりとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、当該年度分に係るネーミングライツ料を町長が指定する期日までに一括で納入しなければならない。ただし、町長が適当と認める場合は、この限りでない。

2 既に納入されたネーミングライツ料は、還付しない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由により第17条に規定する協定の解除があったときは、この限りでない。

(協定解除の申出)

第16条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、町長に協定の解除を申し出ることができる。

2 前項の協定解除の申出は、付与期間満了の6月前までに行わなければならない。

(協定の解除)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが第6条各号に掲げる民間事業者等に該当し、又は該当するおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから協定解除の申出があったとき。

(ネーミングライツの更新)

第18条 ネーミングライツ・パートナーが協定の更新を希望する場合は、海田町ネーミングライツ事業更新申込書（別記様式第4号）に、町長が必要と認める書類を添えて、付与期間満了の6月前までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定に係る審査、決定及び協定の締結については、第10条から第13条までの規定を準用する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 1 4 条関係）

ネーミングライツ事業における費用負担

経費区分	費用を負担する者
既設の施設等看板，案内看板等の表示の変更及び付与期間終了後の原状回復に要する経費	ネーミングライツ・パートナー
施設等看板，案内看板等の追加設置及び付与期間終了後の撤去等に要する経費	ネーミングライツ・パートナー
既存のパンフレット，町ホームページ，他の施設等に設置された看板等の表示の変更	町

備考 施設等看板，案内看板等の追加設置は，ネーミングライツ・パートナーが，対象施設等の施設等管理者の許可を受けて設置するものに限る。

別記

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

海田町ネーミングライツ事業応募申込書

海田町長 様

応募者

所在地：

団体名：

代表者氏名

印

海田町ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条の規定に基づき，必要書類を添えて，次のとおり申し込みます。

対象施設等		
愛称（案）		
愛称の理由		
ネーミングライツの期間		年 月 日～ 年 月 日 (原則 3 年以上)
金額		円（年額／税抜き）
応募の趣旨（理由）		
担当者連絡先	部署	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※応募書類は返却しません。

様式第 2 号（第 8 条関係）

誓 約 書

海田町長

海田町ネーミングライツ・パートナーの応募に当たり、当法人は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、この誓約が事実と相違することが判明した場合には、海田町長が行う一切の措置について不服の申立ては行いません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 海田町及び広島県から入札の参加を制限されている。
- (3) 各種法令に違反している。
- (4) 政治性又は宗教性のある事業を行っている。
- (5) 公職にある者が代表を務めている。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）で、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種である。
- (7) 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条に規定する貸金業である。
- (8) 社会問題を起こしている業種又は事業者である。
- (9) 町税を滞納している事業者である。
- (10) 海田町暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等が経営に実質的に関与している。
- (11) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てをしている又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てをしている（更生計画又は再生計画が裁判所に承認されたものを除く。）。

年 月 日

所在地：

団体名：

代表者氏名

印

注意事項 応募者が法人により構成された組織である場合は、組織を構成する全ての法人がこの誓約書を提出してください。

年 月 日

海田町ネーミングライツ優先交渉者選定結果通知書

様

海田町長
(部 課)

年 月 日付けで申込みのあった海田町ネーミングライツ事業応募について、次のとおり決定しましたので、海田町ネーミングライツ事業実施要綱第 1 1 条の規定により通知します。

区分	☐ 優先交渉者とする
	☐ 優先交渉者とししない (理由)
ネーミングライツ対象施設等	
愛称	
ネーミングライツの期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ネーミングライツ料	円

年 月 日

海田町ネーミングライツ事業更新申込書

海田町長 様

応募者

所在地：

団体名：

代表者氏名

印

海田町ネーミングライツ事業実施要綱第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，ネーミングライツ事業の更新について，必要書類を添えて次のとおり申し込みます。

対象施設等		
愛称（案）		
愛称の理由		
ネーミングライツの期間		年 月 日～ 年 月 日 (原則 3 年以上)
金額		円（年額／税抜き）
応募の趣旨（理由）		
担当者連絡先	部署	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※応募書類は返却しません。